

外国送金詐欺にご注意ください！

海外との電子メールのやりとりでの「なりすまし」 「内容改ざん」を手口とした外国送金詐欺について

海外との商取引において日本の法人が、

- ① 取引先である外国法人や、外国に所在する自社関係会社のＣＥＯ等になりすまして送信された電子メールによる送金依頼に従って外国送金を行った結果、送金した資金が詐取される事案や、
- ② 日本の法人から取引先である外国法人に送信した電子メールまたは添付ファイルが改ざんされ、日本の法人の指示口座とは異なる口座に送金された結果、受領すべき資金が詐取される事案が発生している、との情報が寄せられています。

当行では、主な事例の概要（裏面）を勘案し、海外との商取引のある日本の法人が、このような外国送金の詐取被害に遭遇することを未然に防ぐ観点で、現時点で有効と考えられる対策事例をご紹介します。

現時点で有効と考えられる対策事例

相手先へ の再確認

以下の事例のような、通常の支払・請求慣行と異なる対応を求められた場合は、外国法人に対して、電子メールとは異なる手段（電話やFAX等）で事実を確認する。

1. 外国法人から送金先口座を変更する旨の電子メールを受信した場合
2. 外国法人の正規ではないメールアドレスから送金依頼を受信した場合
3. 至急扱いや極秘扱いの送金依頼メールを受信した場合

電子メールの 安全対策 強化

送金取引やその連絡に利用しているパソコンのセキュリティ対策を行う。また、外国法人と送金依頼の電子メールを送受信する際には、平文（暗号化されていないデータ）ではなく暗号化した添付ファイルを用いる、電子署名を付すなど、より安全性の高い方法で行う。

■ 必要に応じて別途対策を取る等、ご注意くださいようお願い申し上げます。

【主な事例の概要】

日本側から送金する際の事例

1. 外国法人からの電子メールによる送金指示(注)にもとづき、日本の法人が外国送金を実施したところ送金指示された電子メールの送信元アドレスが、外国法人の正規メールアドレスとは異なるもの(ドメイン名が異なる等)であり、外国法人になりすました偽の電子メールであったことが判明。
(注) 送金先口座が変更となった旨の連絡がある事例が多い。
2. 外国法人の正規メールアドレスから送信された電子メールの指示どおりに日本の法人が外国送金を実施したが、後日、外国法人のPCがハッキングされたことに伴う、第三者による架空請求であることが判明。
3. 外国法人の正規メールアドレスから送信された電子メール添付の請求書の IBAN(International Bank Account Number)宛てに日本の法人が外国送金を実施したが、後日、請求書が改ざんされ別の IBAN (受取口座)が指示されていたことが判明。なお、IBAN を用いた送金であったことから、受取銀行側ですでに自動処理されていた。
(注) 主に EU 域内の取引において、送金指示に送金先口座の IBAN が明記されている場合には、受取銀行における受取人口座情報等の確認事務を経ずに、SWIFT の BIC (Bank Identifier Code) と IBAN のみにもとづき自動処理される場合が多い。
4. 外国に所在する自社関係会社のCEO等、上層幹部の名前をかたって日本の法人の会計担当者等に送信された電子メールによる送金指示に従い日本の法人が外国送金を実施したが、その電子メールはCEO等になりすました偽ものであったことが判明した。

外国法人から送金を受領する際の事例

日本の法人が受領すべき資金が入金されないで調査したところ、日本の法人から外国法人に送信した電子メールの内容(日本の法人の受取口座情報)が書き換えられ(注)、外国法人は第三者の口座に送金をしており、当該資金はすでに引き出されていたことが判明。

(注) 電子メール文面や請求書等の添付ファイルの内容が改ざんされた事例。